



F2507000001

見 積 依 頼 書

会 計 年 度	2025年度
見 積 依 頼 NO	F2507000001
見 積 依 頼 日	2025/ 4/30
見 積 期 限	2025/ 5/ 9

国立研究開発法人国立環境研究所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2		
見積依頼部門	総務部	TEL:
見積依頼担当者	松本 悠	FAX:

件 名	令和7年度 ワークステーション 1式
摘 要	

行	品 規 名 格	数 量 単 位	希 望 納 期 納 入 場 所	備 考
1	ワークステーション 仕様・規格等は仕様書のとおり。	1 式	2025/ 7/31 C-14b 環境生物保存棟 2F 222	W2517000096.001: 【公開見積（少額）】藻類ゲノムデータ解析用



F2507000001

仕 様 書

1. 件 名 令和7年度 ワークステーション 1式

本仕様書は国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度 ワークステーション 1式」について規定する。

2. 数 量 1式

3. 研究内容・購入目的

微生物系統保存施設では、知的基盤整備の一環として、藻類保存株の付加価値向上のため、および絶滅危惧藻類株の遺伝的多様性の解明のため、全ゲノム情報整備を進め、これら藻類培養株の普及や利用促進を行っている。

上記の藻類全ゲノム情報整備を進めるためには、高速のデータ解析能力をもち、高性能画像処理装置（GPU）による配列データ出力能力を有する高性能のワークステーション装置を設置する必要がある。このため、以下に示す性能を備えた機種を購入するものである。

4. 仕様・規格等

「令和7年度 ワークステーション 1式」については以下の仕様を満たす必要がある。

A データサーバ 1台

- (1) CPUはIntel Xeon w7-2495X（4.80GHz、45MB キャッシュ）と同等以上の性能を有すると判断されるCPUを1個以上搭載していること。
- (2) インテル W790相当以上のチップセットを搭載していること。
- (3) 2TB以上のSSD1つと 1TB以上のSSD1つをM.2PCIe Gen4 x4以上の接続規格で内蔵すること。8TB以上のHDDを1つ以上内蔵すること。
- (4) メモリチップは合計512GB以上で、1枚あたり64GB（DDR5-4400MHz相当）以上で構成されていること。ECC Registered対応品であること。
- (5) 電源は1000W（80PLUS Platinum）以上であること。
- (6) 画像処理装置として、NVIDIA RTX 5000 Ada（32GB）以上を内蔵すること。

B 保守体制・サービスレベル

- (1) 物品が常に完全な機能を持つように、導入後（納入引渡しが完了した時点をいう。）3年間を保証期間とし、平日9:00-17:00における電話での問合せが可能なこと。
- (2) 原則土日祝日（年末年始を含む。以下同じ。）を除き、Aのワークステーションについては障害発生の通告を行った後3日以内に正常復旧できる保守体制・サービスレベルを提供すること。なお、

障害の程度に応じて土日祝日であっても臨機応変に対応可能な保守体制・サービスレベルを構築すること。

- (3) 納品製品については新品であり、かつ、3年間のメーカー保証が付いているものであること。（中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する。）

メーカー保証は、メーカーが発行した販売店の証明印、対象機器の情報及び保証期間が記載された保証書とする（上記の方法によることができない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明すること）。

C その他

(1) 付属品の装備

サーバ機器の接続及び動作に関する付属品全てを本調達に含むこと。

(2) 基本導入作業及び現地調整作業

調達物品が本仕様どおりに稼動するよう、NIES 担当者指定の場所への搬入、設置及び調整を行うこととし、以下の作業を本調達に含むこと。

・機器の搬入までの作業を実施すること。

- (3) 納品検収について、納入した物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、6. の期限内に対処すること。

5. 納入場所

茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限

令和7年7月31日

7. その他

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合はNIES担当者と協議し、その指示に従うこと。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。